

第 3 次相模原市環境基本計画

改定の概要

相模原市

目 次

1 第3次相模原市環境基本計画について	...P1
（1）第3次相模原市環境基本計画の役割	...P1
（2）望ましい環境像	...P1
（3）計画の位置付けと関連計画との関係	...P2
2 改定の概要について	...P3
（1）計画策定時からの主な社会情勢の変化	...P3
（2）「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況及び見直し結果	...P5

1 第3次相模原市環境基本計画について

(1) 第3次相模原市環境基本計画の役割

第3次相模原市環境基本計画(以下「本計画」といいます。)は、相模原市環境基本条例(平成8年相模原市条例第26号)(以下「環境基本条例」といいます。)の第3条に規定する基本理念を実現するために、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。同条例に掲げる4つの基本理念に基づき、本計画の果たす役割は以下の3点となります。

相模原市環境基本条例(第3条 基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。



本計画の果たす役割

環境基本条例の基本理念の実現に向け、望ましい環境像を定め、環境分野の総合計画として環境施策全体の理念及び方針を示す。

中・長期的視点に基づいて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにする。

市、市民、事業者、環境保全団体、研究機関等における環境の保全及び創造に向けての個々の役割及び横断的な取組を促すための方法を明らかにする。

(2) 望ましい環境像

本計画では、環境基本条例の第3条に示された基本理念の実現に向け、おおむね20年後を見据えた望ましい環境像を「人と自然が共生するまち」と定め、副題を「～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」と定めています。

(3) 計画の位置付けと関連計画との関係

本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「相模原市総合計画」の部門別計画であり、環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境の各環境分野において、中・長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策に係る目標及び方針を示しています。また、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割、位置付けを明確にしています。具体的な施策・取組については、同時期に策定された各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

なお、本計画の「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策の一部を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」に基づく「環境教育等行動計画」として位置付けています。



図1 環境基本計画の位置付け

2 改定の概要について 【計画改定案 p.8～13】

本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に合わせ、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度の8年間としていますが、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応するため、4年が経過した時点を目途に評価・検証を行い、必要に応じて計画の変更を行うこととしています。

こうしたことから、計画策定時からの社会情勢の変化や「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況、市民や事業者に対するアンケート調査結果を踏まえて計画の見直しを行い、令和6（2024）年3月に本計画の改定を行うものです。

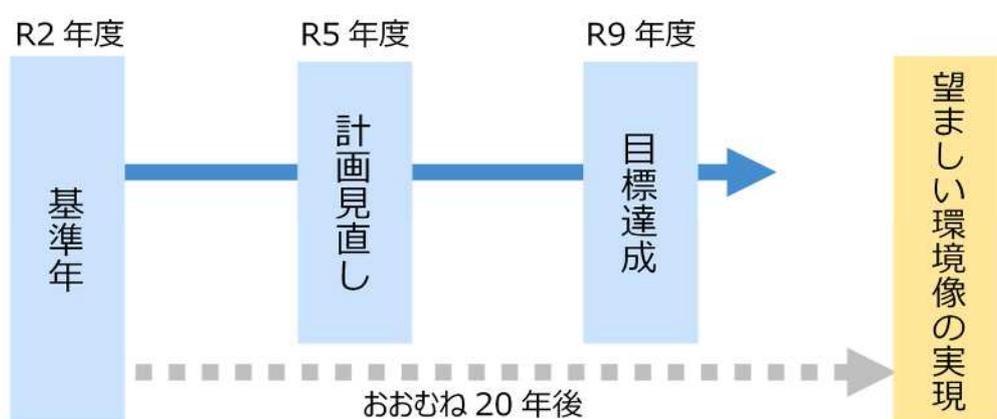


図2 環境基本計画の期間

（1）計画策定時からの主な社会情勢の変化

令和2（2020）年3月の本計画策定時から、環境問題を取り巻く社会情勢は変化しています。令和5（2023）年度の間見直しにおいては、主に以下の社会情勢の変化に視点を置き、検討を行いました。

ア 「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」への移行

国は、令和2（2020）年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル」、すなわち脱炭素社会を目指すことを宣言しました。また、令和3（2021）年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。これらを踏まえて令和4（2022）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」が改正されるなど、「脱炭素社会の実現」に向けた取組の加速化が求められています。

改定における
計画内容の変更

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標設定年度や目標値を踏まえて設定していることから、この社会情勢の変化を捉えて削減目標を見直し、基本目標1の達成の目安となる指標である「市域の二酸化炭素排出量」について、目標値の再設定を行いました(【計画改定案 p.42】)。
また、新たに市の率先行動を施策に位置付けるなど、加速化を図るための取組を記載しました(【計画改定案 p.51】)。

イ プラスチックの資源循環の加速

国では、令和元(2019)年5月に3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2(2020)年7月にはプラスチックごみ削減に向けた意識改革を促すため、レジ袋の有料化を義務付けました。また、令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)」では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理段階に至るまでのライフサイクル全般にわたって、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することが求められています。

改定における
計画内容の変更

「家庭系ごみの減量化・資源化」を図るための施策内容として、ワンウェイプラスチック等を削減するための啓発の実施や製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討を進める旨を、新たに記載しました(【計画改定案 p.57】)。

ウ 食品ロスの削減の推進

令和元(2019)年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。こうした中、令和2(2020)年3月、同法の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定され、消費者や地方公共団体等に求められる役割や行動等が示されました。

改定における
計画内容の変更

基本目標2の施策体系を整理し、「ごみの更なる削減」の施策の取組方針として「生ごみ・食品ロスの削減と資源化」を据えることとしました(【計画改定案 p.57】)。
令和6(2024)年3月、環境分野の個別計画である「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を改定する際に、同計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を位置付けています。

エ 生物多様性の保全の推進

国において、令和 5（2023）年 3 月に新たな国家戦略として「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。新たな国家戦略は、「2030 年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、「30by30 目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復等を進めるものとなっています。新たな国家戦略の達成には、国の取組だけでなく、地域が主体となった地域に根付いた取組が不可欠であるとされています。

改定における 計画内容の変更

基本目標 3 の各施策において記載されている内容は、社会情勢の変化と整合が図られていることから、改定に際しては内容の変更は行わず、従来そのままとしています。

環境分野の個別計画である「第 2 次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」に基づき実施する事務事業の見直しにより具体的な対応を図ります。

（2）「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況及び見直し結果

本計画では、基本目標ごとに「基本目標の達成の目安となる指標」を設定しており、各指標に対し、令和 5（2023）年度を達成年度とする中間目標、令和 9（2027）年度を達成年度とする最終目標を設定しています。

見直しに当たっては、全ての指標について実績を整理し、進捗状況の評価・検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を勘案し、目標の再設定について検討しました。その結果、全 14 項目の指標のうち 6 項目については、更なる施策推進のため最終目標を再設定することとし、8 項目については、計画策定時に設定した目標に向けて、引き続き、取り組むこととしました。なお、最終目標を再設定した 6 項目の指標における中間目標は、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換えています。

基本目標 1 【地球温暖化対策】（【計画改定案 p.42】）

指標：市域の二酸化炭素排出量(万 t-CO2)				
実績			目標値（見直し結果）	
R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	中間目標	最終目標
369.4	371.2		357.4 以下 297.8 以下	331.6 以下 248.2 以下
見直しの考え方	社会情勢の変化を踏まえた第 2 次相模原市地球温暖化対策計画（改定版）に掲げる目標値と整合を図り、目標値を再設定した。			

* 算定に使用する統計数値の公表時期から、実績については一昨年度のものが最新の値となり、計画見直しを行った令和 5（2023）年現在での最新の実績は令和 2（2020）年度時となる。

指標：気候変動に伴う影響に備えている市民の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
74.3	76.2	78.2	89.1 以上 変更なし	95.1 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

基本目標 2 【資源循環の推進】（【計画改定案 p.54】）

指標：ごみ総排出量（t/年）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
225,648	218,857	213,946	220,000 以下 213,054 以下	216,000 以下 200,000 以下
見直しの考え方	直近の実績にて中間・最終目標を達成しているため、今後の推計などを考慮した上で目標値を再設定した。			

指標：最終処分量（t/年）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
20,947	18,836	19,413	21,000 以下 19,224 以下	20,000 以下 18,000 以下
見直しの考え方	直近の実績にて中間・最終目標を達成しているため、今後の推計などを考慮した上で目標値を再設定した。			

基本目標 3 【水とみどり・生物多様性の保全・活用】（【計画改定案 p.62】）

指標：生物多様性の認知度（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
65.8	72.1	69.3	71.0 以上 変更なし	75.0 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：緑地面積（ha）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
22,097	22,113	22,114	22,113 以上 変更なし	22,113 以上 変更なし
見直しの考え方	目標設定時の基準値 22,113ha を維持することを目標としており、直近 3 年間の実績を勘案した結果、目標値の再設定は行わないこととし、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：私有林の整備面積（ha）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
1,187	1,218	1,258	1,262 以上 変更なし	1,370 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

基本目標 4【環境リスクの管理】（【計画改定案 p.71】）

指標：大気環境基準を達成した地点の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
86	86	86	86 以上 変更なし	86 以上 変更なし
見直しの考え方	目標設定時の基準値 86%を維持することを目標としており、直近 3 年間の実績を勘案した結果、目標値の再設定は行わないこととし、引き続き、計画策定時に設定した目標値の達成に向け取組を進める。			

指標：公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
74	75	81	88 以上 変更なし	89 以上 変更なし
見直しの考え方	直近の実績にて中間目標未達のため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：騒音の環境基準を達成した地点の割合（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
93	91	91	89 以上 変更なし	89 以上 変更なし
見直しの考え方	5年で市内測定点を一巡する自動車騒音の常時監視測定における各年の測定結果を実績に使用しているため、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。			

指標：化管法 ¹ に基づく化学物質の環境への排出量（t）				
実績			目標値（見直し結果）	
H30(2018)年度	H31(2019)年度	R2(2020)年度	中間目標	最終目標
249	220	205	275 以下 242 以下	267 以下 234 以下
見直しの考え方	直近の実績にて、中間・最終目標を達成しているため、これまでの実績を踏まえ、目標値を再設定した。			

1 化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

指標：事業所などへの立入検査の実施回数（回）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
194	199	308	204 以上 229 以上	205 以上 230 以上
見直しの考え方	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の改正により、立入検査を実施する契機が増えたことを踏まえ、目標値を再設定した。			

基本目標 5【環境に配慮したライフスタイルの促進】（【計画改定案 p.77】）

指標：環境意識の醸成度（％）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
51.7	54.2	58.7	53.9 以上 59.7 以上	57.9 以上 63.7 以上
見直しの考え方	直近の実績にて、中間・最終目標を達成しているため、これまでの実績を踏まえ、目標値を再設定した。			

指標：環境学習講座の参加人数（人）				
実績			目標値（見直し結果）	
R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	中間目標	最終目標
413	1,333	2,844	4,070 以上 変更なし	4,300 以上 変更なし
見直しの考え方	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により適切な評価ができないことから、目標値の再設定は行わず、引き続き、現目標の達成に向けた取組を進める。			

第3次相模原市環境基本計画改定の概要

令和5年12月

相模原市 環境経済局 ゼロカーボン推進課

相模原市中央区中央 2-11-15

電話 042 (769) 8240